

○精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引について（概要）

1. 割引運賃額

各事業者がそれぞれ設定するものであり、各事業者により異なることがありますので、詳しくは各事業者へお問い合わせください。

2. 旅客運賃割引実施事業者

（令和7年4月1日から）

東海旅客鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社等

3. 割引運賃の適用範囲

各事業者がそれぞれ設定するものであり、各事業者により異なることがありますので、詳しくは各事業者へお問い合わせください。

なお、割引を受けるためには、精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種」又は「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第二種」のいずれに該当するか区分を示す記載が必要です。

旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載される区分は以下のとおりです。

精神障害者保健福祉手帳	区分
1 級	第一種
2 級・3 級	第二種

4. 割引の乗車券等の購入手続

精神障害者が割引の乗車券等を購入する場合は、手帳（顔写真貼付済みかつ有効期限内であるものに限る。）を窓口に提示してください。ただし、購入手続き詳細につきましては各事業者がそれぞれ設定するものであり、各事業者により異なることがありますので、詳しくは各事業者へお問い合わせください。

なお、手帳に顔写真の貼付がない場合や旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に区分の記載がない場合は、お住まいの市町村（名古屋市を除く。）役場までお問い合わせください。

5. 参考（主な事業者ホームページへのリンク）

- ・ [東海旅客鉄道株式会社](#)
- ・ [名古屋鉄道株式会社](#)
- ・ [名古屋市交通局](#)
- ・ [近畿日本鉄道株式会社](#)
- ・ [豊橋鉄道株式会社](#)
- ・ [名古屋臨海高速鉄道株式会社](#)
- ・ [愛知環状鉄道株式会社](#)
- ・ [名古屋ガイドウェイバス株式会社](#)
- ・ [愛知高速交通株式会社](#)

令和7年(2025年)2月

愛知県精神保健福祉センター